

## 中九州短期大学 研究倫理規程

### (目的)

第1条 本学における研究や学問が適正に行われ、社会的信頼を確保するために、研究者が遵守すべき研究倫理規程を定める。

### (研究者)

第2条 この研究倫理規程は、次の研究者に適用する。

- (1) 本学の専任の教職員
- (2) 本学における研究や学問に携わる非常勤の講師や研究員

### (基本的姿勢)

第3条 研究者は、真理探求を真摯に遂行し、自らの専門知識の発展に努めるとともに、良心に従い自立的に研究を遂行し、他からの不当な圧力によって研究を歪めることがあってはならない。

### (社会的責任)

第4条 研究者は、自らの専門知識の研究成果を定期的に社会に公表し、社会に還元しなければならない。

### (研究不正)

第5条 研究者は、自らの研究データの捏造・改ざん及び他の研究者の成果を剽窃・盗用してはならない。

- 2 不正行為に対応するため、研究倫理教育責任者を置き、研究倫理教育を定期的に行うものとする。

### (研究資金の使用)

第6条 研究者は、文部科学省など資金配分機関の定めや、本学の規程・規則などに従って研究資金を適正に取扱い、不正に使用してはならない。

### (調査資料の取扱い)

第7条 研究者は、調査資料、情報及びデータを国などの資金配分機関の定める一定の期間、適切に管理・保存し、厳正に取扱わなければならない。なお国などの資金配分機関で特に定める期間がない場合は、研究期間終了後5年間とする。

### (差別の排除)

第8条 研究者は、研究・学問活動を遂行するにあたり、あらゆる局面において常に公正・公平を保ち、思想、信条及び宗教の自由を尊重し、人種、性などで差別的取扱いをしてはならない。

### (本学の責務)

第9条 本学は、この研究倫理規程をより実効性のあるものとするために、関連する諸規程の整備を図るとともに、ホームページ等で学内外に開示し周知徹底を図る。また、この研究倫理規程に著しく違反した場合、本学は、適切な措置を講ずるものとする。

### (改廃)

第10条 この研究倫理規程の改廃は、学長の発議で研究倫理審査委員会が行う。

### 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。